

報告第 1 号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 20 日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和７年１月２８日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。